

The Status of the Manager of the Bank-branch

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/10687

銀行支店長の地位と権限に関する諸問題

——支配人、営業所概念の再検討を通じて——

淺 木 慎 一

目次

- 一、緒 言
- 二、支配人、表見支配人、営業所
 - 1、支配人および表見支配人
 - 2、商法上の営業所の意義
- 三、銀行支店長の地位と権限
 - 1、銀行支店および支店長
 - 2、銀行支店長の権限
- 四、結 語
- 一、緒 言

近年、いわゆるバブル経済の崩壊にともなって、金融機関の不祥事が相次いだことは記憶に新しい。銀行の不祥事も例外ではなかった。これら不祥事のなかには、銀行の正当な営業行為の形式をとりつつも、実際には銀行支店

長等が自行の内規に違反して専断的に関与した行為というものが少なからず存在したようである。場合によってはかかる行為が当該銀行またはその支店の信用の失墜を来たしたにとどまらず、銀行の存立そのものを危うくさせるという事態すらあったように聞く。商業利用人の取引行為の効力の問題に関しては、銀行取引といえども、商取引の一環として取引の安全が十分に顧慮されるべきことは言うまでもないが、一方で、預金者の保護等も勘案して、営業主たる銀行の存立それ自体の保護にも配慮が必要であろう。したがって、近時の一連の不祥事を契機として、銀行支店長の法的地位およびその権限の問題を整理しておくことは、実務上も意義があるものと考えられる。

二、支配人、表見支配人、営業所

1、支配人および表見支配人

一般論として、ある商業利用人が代理権を制限された支配人にあたるか、それとも表見支配人にすぎないのか、という点を区別する作業は、当該利用人が関与した取引行為にかかる紛争の具体的処理にあたっては、商法三八条三項によろうとも、同四二条によろうとも、その結果に大きな差異を生じるものではないので、実益に乏しいものと言いうるかもしれない。しかし、営業主にとっては、支配人の選解任は登記事項であり（商法四〇条）、たとえば株式会社にあつてはその選解任が取締役会の専決事項とされている（同二六〇条二項三号）等、その扱いに慎重な配慮を要求されるものである。また、営業主にとってその営業政策上、支店における特定の利用人が社会的にどのような地位を与えられた者として広く認識されるべきかという問題は、看過しえないものと言えるであろう。かかる認識は、取引の相手方の悪意にかかわる問題であると思われるからである。

周知のように、従来から多数説が説くところによれば、ある商業利用人が支配人であるか否かは、選任に際して、彼が営業主から特定の本店または支店における営業の全般にわたる包括的な代理権（支配権）を与えられたか否かによるものとされている（以下、第一説と記す）。⁽¹⁾ 与えられた名称のいかんにかかわらず、実際に営業主から支配権を授与されておれば支配人である。逆に、特定の本店または支店にあって支配人であるかのような名称を有する者であっても、かかる支配権の授与がなければ彼は支配人ではなく、彼に対しては表見支配人制度の適用が問題となる。

これに対して、右のように解すれば、取引の相手方はその者が支配人であるか否かにつき授権行為の内容を確かめなければならず、そうとすれば、支配人制度の趣旨が没却されかねない点⁽²⁾、また、これを嚴格に解すれば、選任に際して商法三八条の定める代理権の範囲に多少とも制限を加えた際、そこにはもはや支配人としての代理権の授与がないと解さざるをえず、そうとすれば、同条三項の規定が無意味なものとなる点⁽³⁾、を指摘するものがある。かかる立場は、営業主によって実質的に本店または支店の主任者として選任された商業利用人が支配人であつて、その者は選任者の意思のいかんにかかわらず、法律上当然に支配人たる地位を獲得すると説く（以下、第二説と記す）。この立場によれば、営業所たる実質を備えた本店または支店の主任者に関するかぎり、商法四二条の適用余地はきわめて少なくなる。

第一説は、ある利用人の支配人としての代理権行使の効果が営業主に生じるためには、その者が支配人としての包括的代理権を有するという代理権授与契約が存在しなければならぬという点を強調するものである。⁽⁵⁾ また、商法上の商業利用人がその代理権の範囲の広狭によって区別されていることから、支配人もその他の利用人と同一平面上において同一基準で区別される必要があり、支配人は支配権という一営業所の営業に関する包括的代理権を有する点で、他の利用人と区別されるのが適当であると解するものである。⁽⁶⁾

第二説は、商法三八条所定の代理権が授与されることよって支配人たる地位が生じるといふ構成によらず、逆に、支配人たる地位を前提として、その者に商法三八条所定の代理権を認めようと構成するものである。すなわち、本店または支店の営業の主任者である商業使用人が商法上いわゆる支配人であり、営業主によってかかる地位にある者として選任された使用人は、営業主がその代理権の範囲につき格別の表意をしなくとも、商法三八条所定の代理権を有するものであると説く。⁽⁷⁾ 支配人の代理権を、株式会社代表取締役の代表権や船長代理権等と対置して並列的な理解をするわけである。

今日、実際の取引界において内部的に何らその権限に制限を設けられていない商業使用人を見出すことは困難であろう。そうとすれば、支配人であるか否か判断としない商業使用人の地位に関して、実際問題として解決をせまられるのは、特定の支店においてその営業を維持するために必要とされる相当程度の代理権を与えられた者につき、彼の権限を商法三八条一項所定の代理権と認めるか否かというものであろう。この判断は確かに容易ではない。

この場合、第二説をとればこの判断の困難さを容易に克服することができ、かつ商法三八条三項と同四二条の規定の関係が明確となり、それだけ相手方の保護に資することになるとの評価は、さしあたって、正当な指摘であると言えよう。しかし一方で、第二説は営業の主任者たるべき名称を与えられていてもその実質を有しない商業使用人を表見支配人と解するわけであるが、そうとすれば、支配人と表見支配人の区別につき、営業の主任者という実質の有無が判断されなければならず、この判断もまた容易になしえないのではないかと指摘がある。⁽⁹⁾ 営業の主任者たる実質とは具体的に何を指すのかという右の指摘は、確かに第二説の弱点をついたものと思われる。しかし、逆にこの点が克服されれば、先に述べた第二説に対する積極的な評価が生きて来るものと言えよう。それでは、営業の主任者という実質の有無はどのように判断されるべきであらうか。

商法上の支店は従たる営業所であるから、当然に本店の指揮監督系統の下位に位置づけられるし、窮極的には、営業主を頂点とする指揮監督系統に組み込まれているものである。一方で、支店それ自体も、一定の範囲で本店から独立して独自に対外的な営業活動を決定し、その決定に基づいて取引をなす組織を有しているとされているから、そのために必要な指揮監督系統を有していなければならないと考えられよう。かかる指揮監督系統を基準として、特定の支店における指揮監督系統の頂点に立つ者が当該支店における営業の主任者であると言ふことはできないであらうか。このような意味における主任者は、たとえ営業主から内部的にその権限に制限を受けていても、なお支配人であると考えてもよいと思われる。さらに極端に言えば、彼の権限が内部的に相当程度制限されており、ほとんど単独で対外取引行為をなす裁量権がない場合であっても、商法上の支店における指揮監督系統の頂点に立つと位置づけられるかぎり、その者を支配人と解してもよいと考えるわけである。

船舶が船籍港外にある場合、船長は船員の長として船主から広汎な代理権を付与されている(商法七二三条一項)が、かかる広汎な代理権は、船舶がひとたび航海にでるや通信機関の不備から陸上との連絡を切断され、船主の指揮監督を容易に受けえない立場におかれるために、航海のため必要な一切の権限をあげて船長に付与していたという時代背景の前においてのみ理解されうる。⁽¹⁰⁾ 右のような船長の権限については、今日、以下のような指摘がなされている。すなわち、今日のごとく、一方において通信機関はいちじるしく発達し、他方、会社の支店や代理店などが充実し、または荷扱所や仲立人を利用してこれらに相当な権限を委ねる時代になると、船主は容易に船長に対して必要な指摘監督を行ないうるとともに、また、従来は船長に与えていた権限を他の陸上の機関に与えることも可能となつて、ここに、船長の企業法上の地位すなわちその強大な代理権限はしだいに縮小される傾向となつた。⁽¹¹⁾ したがって、船長の代理権に関しては、将来、海商法の改正に際してまず検討されるべき課題であるとされている

のである。

右のような事情は、支配人に関しても同様であると言いうるのではなからうか。通信、交通技術が未成熟な時代に、たとえば福岡の商人が札幌で営業活動をなそうとした場合、福岡にある営業主が札幌において生じる個々の取引につき、迅速に情報を分析して的確な指示をなすことは不可能に近かったであろう。したがって、広汎な代理権を有する自己の分身を札幌に配さないかぎり、事実上そこにおいて商機をつかむことはできなかったわけである。支配人の広汎な権限についても、船長のそれと同様に、かかる時代的な背景抜きには考えられないのではなからうか。今日の通信、交通技術の発達には、国内取引に関するかぎり、かつての物理的な障壁を、海商法の分野以上に克服しているといえよう。銀行のオンライン・システムなどはその最たるものである。今日では、国内取引に関するかぎり、営業主は、あらゆる使用人に対して事実上きめ細かな指揮命令をなしうる立場を獲得している。それゆえ、支配人の代理権に関して、かつてのような支配権といった形での概念構築を再考すべき時期にきていると言いうるのではなからうか。

右に鑑みれば、支配権の付与といったものを基準とせず、第二説の考え方に依拠しつつ、今日の支店において最低限必要とされる指揮監督系統の頂点に立つ者を支配人と解するのが、今日の実情に合致するものと考ええる。

このように解すれば、営業上の主任者たる名称を与えられていてもその実質を有しない商業使用人とは、かかる指揮監督系統の頂点にあるとは言いがたい者を指すことになる。たとえば、ある取引先から「今回の契約交渉は当方にとってきわめて重要なものであるから、しかるべき地位にある者と交渉したい」といった旨の申し入れがあった場合に、単に営業政策上の配慮から、実際には支店次長クラスにすぎない者に支店長と名乗ることを許して交渉に赴かせる、というような場合を想定しうるのであろう。このような者がなした専断的な行為に関して、商法四二条の

適用を問題にすればよいわけである。

- (1) 岩本慧「表見支配人(1)」関西大学法学論集七巻四号(昭和三十三年)六〇頁、大森忠夫・新版商法総則講義(昭和四〇年)一八六頁、石井照久・新版商法総則(昭和四一年)六五頁、田中誠二・全訂商法総則詳論(昭和五一年)三七九頁、蓮井良憲・商法総則商行為法(昭和五五年)八六頁、服部育生「支配人の代理権」名古屋学院大学論集二巻四号(昭和六〇年)一七七頁、長谷川雄一・基本商法講義(総則)(昭和六二年)五七頁、鴻常夫・商法総則(全訂第四版)(昭和六三年)一五六頁、近藤龍司・商法総則商行為法概説(昭和六三年)一三七頁。
- (2) 大隅健一郎「支配人と表見支配人」現代商法学の諸問題(昭和四二年)六〇頁。
- (3) 同前五五頁、同・商法総則(新版)(昭和五三年)一四二―一四三頁、服部栄三・商法総則(第三版)(昭和五八年)二八〇頁。
- (4) 大隅・注(2)前掲六二頁、同・注(3)前掲一四三頁、服部(栄)・注(3)前掲二八〇頁。
- (5) 岩本慧「支配人と表見支配人について」関西大学法学論集二三巻四―六号(昭和四九年)三八〇―三八一頁。
- (6) 田中・注(1)前掲三七九頁。
- (7) 大隅・注(2)前掲六二頁。
- (8) 志村治美「支配人」演習商法(昭和五九年)九九頁。
- (9) 服部(育)・注(1)前掲一七七頁。
- (10) 戸田修三・海商法(三訂版追補)(昭和五八年)五一頁。
- (11) 同前。

2. 商法上の営業所の意義

前節において、商法上の支配人とは、営業主の指揮監督に服しつつも、なおその支店において最低限必要とされ

る指揮監督系統の頂点に立つ者であると措定した。その根拠として、通信、交通技術の発達やそれにとまらぬ営業主自身の指揮監督体制の整備、強化といった事実を挙げたわけであるが、この事實は、従来の支配人像のみならず、支配人が置かれる支店の概念それ自体にもかかわるものである。したがって、支店すなわち商法上にいわゆる営業所の今日的意義も再検討されなければならない。

支店たる実質とは何かという問題に関しては、従来、主として商法四二条の適用範囲をめぐる議論とのかかわりで論じられてきた。すなわち、商法四二条にいう本店または支店が、商法上の営業所たる実質を有することを要するか否かに関する争いがあり、その過程で、この問題に言及がなされたわけである。しかし以下では、同条の適用範囲の問題に深く立ち入ることなく、もっぱら営業所としての実質とは何を言うのかという点を探ることとする。

従来から、商法にいわゆる営業所の意義に関しては、およそ次のように説かれてきた。すなわち、営業所とは、端的に、商人の営業活動の中心となる場所をいう。具体的には、企業活動の指揮命令がそこから発せられ、雑多の企業活動の結果がそこに報告統一せられて、一体としての企業成績を示しうる場所をいう⁽¹²⁾。そこにおいては、内部的に営業に関する指揮命令がなされるだけでなく、そこにおける決定が外部的にも客観的に行為としてあらわれなければならない⁽¹³⁾。したがって、そのために外部との取引行為に関して意思決定をなしうる人的組織が具備されていなければならない⁽¹⁴⁾。そして、かかる取引行為を反復継続するに足る物的施設、会計的組織が存在することを要する⁽¹⁵⁾。取引金額等において小規模であっても、いちおう本店から独立して右の要件を満たす場所であれば、そこはその限りにおいて営業所である⁽¹⁶⁾。經理の独立、所員の任免、独立の営業が認められておらず、また内部組織上、業務の実行行為、補助行為をなすにとどまる事業所は、営業所とはいえない⁽¹⁷⁾。

以上を総合すれば、従来の考え方によれば、ある事業所が商法上の営業所たりうるためには、以下の三要素を必要とすると言えようか。すなわち、一定範囲で独立して営業をなしうる程度の物的施設、人的組織および会計的組織を具備することである。

右の要素のうち、物的施設に関して検討すべき問題はあまりないと思われる。営業所の今日的意義を探るために重要であるのは、人的組織および会計的組織の検討であろう。

独立して営業をなしうる程度の人的組織とは、先に概観した従来の議論を前提にすれば、本店または営業主の指揮監督系統に属しつつ、自店の店質およびこれを決定する内外の諸要因を認識して、自主的な営業方針を樹立し、かつ、かかる方針に則して、取引に関する意思決定をなしうる権限を有する人員が配置されていることを意味するものと考えられる。したがって、営業方針の策定や取引に関する意思決定をまったく独自になしえない人員のみが配置された事業所は、営業所ではないといえよう。ただ今日では、通信機器の高度化、多様化等によって、本店または営業主から、より迅速かつきめ細かな指揮命令が発せられる体制が整えられており、各事業所の人員が独自に意思決定をなす余地は、立法当初に考えられていたものよりは狭まっていると言いうるであろう。さらに、コンピュータ・オンライン等の情報処理技術の発達にともない、とりわけ取引先に関する詳細な情報等が、本店ないしはそれに隣接するセンター等で一括管理されているから、各事業所は、かかる情報を端末機から引き出すことによつて、日常の営業取引のかんりの部分を、まったく機械的に判断、処理しうるようになりつつある。これによつて、かつて事業所に配置されていた人員によつて判断、処理がなされる必要のあった領域は、しだいに狭まりつつあると評価しえよう⁽¹⁸⁾。したがって、かかる側面からみれば、営業所において、独自に営業方針を策定し、取引に関する意思決定をなしうる人的組織を具備することの重要性は、立法当初に比べて、相対的に低下していると言いうるのではなからうか。しかし一方で、今日の商取引がきわめて多様化し、また高度に専門化しているのも事實であ

る。したがって、営業所に配置された人員が独自の識見才能を發揮して機動的に対処すべき取引上の案件も後を絶たない。かかる案件についても、今日では本店に専門家を置くなり専門部門を設置して営業所をきめ細かく指揮監督できようが、営業所において統一的に事務を処理するためには、多かれ少なかれ、そこに配置された人員が独自の意思と能力によって裁量する余地というものが今日なお必要とされよう。

以上に鑑みれば、今日の営業所が具備すべき人的組織に関しては、本店または営業主の指揮監督に相当程度服しつつも、単なる履行補助者にとどまらず、独自の意思と能力によって取引に関して裁量する余地を与えられた人員が配置されているか否か、という点を基準に判断すべきであると思われる。

次に、営業所における会計的組織について検討してみよう。営業所における会計的組織とは、従来の議論をみれば、具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、おそらく、当該事業所において生じる日々の取引を継続的かつ組織的に計算、記録する帳簿を具備するということの意味するものと考えられる。すなわち、伝票等の記載をもとにして取引を各勘定項目に分けて整理する仕訳帳と、これを統制する勘定元帳にあたる帳簿を具備することが必要であると解してよからう。これらの帳簿は、最終的には本店または営業主のもとで統合せられ、商法所定の財務諸表の作成資料となるわけである。しかしながら、右のような意味における会計的組織は、コンピュータ・オンラインの発達によって従来とはその様相を大きく異にしている。かつて各営業所において別個に記載、管理されていた会計情報は、コンピュータ・オンラインを通じて、本店または営業主のもとで一括管理されている。各営業所は、自店で生じる個々の取引に関する会計情報を端末機によって本店に送付し、自店の全体としての会計情報を同様に端末機を通じて本店から提供を受けるとい形になっており、従来の形式における会計的組織は、各営業所から姿を消しつつある。つまり、情報の集中管理が可能となったことにともない、会計的組織を各営業所ごとに

分散して備設する必要性が薄れてきたわけである。そうとはいえ、各営業所が、企業としての基盤を拡充し、採算性を追求しつつ、さらなる収益の拡大に寄与すべき基本的な会計上のひとまとまりであることは、今日なお否定しえない事実である。

以上に鑑みれば、今日の営業所が具備すべき会計的組織に関しては、当該事業所が、営業主にとって、企業としての基盤の拡充と収益の拡大に直接的に寄与する会計情報の一単位となっているか否か、という点を基準に判断すべきであると思われる。

結局、ある事業所が商法上の営業所としての実質を有すると言いうるためには、営業をなすための物的施設の具備に加えて、多かれ少なかれ独自の意思と能力によって取引に関して裁量する余地を与えられた人員の配置があること、および、当該企業の基盤の拡充と収益の拡大にとって必要な系統的会計情報の一単位たるべきこと、が必要であると結論づけられる。

- (12) 西原寛一・商法総則(昭和十三年)三七三頁、岩本慧「表見支配人についての再論」関西大学法学論集九巻五・六号(昭和十五年)三四八頁、近藤・注(1)前掲七六一七七頁。
- (13) 石井・注(1)前掲六一頁、田中・注(1)前掲二三四頁。
- (14) 田中・同前。
- (15) 岩本慧「表見支配人(2)」関西大学法学論集七巻六号(昭和十三年)四三頁、大澤功「商法四二条適用の要件」商法の争点(第二版)(昭和五八年)二六頁。
- (16) 岩本・同前四四頁。
- (17) 塩田親文「表見支配人をめぐる一試論」民商法雑誌三九巻四一六号(昭和三四年)七四三頁。

(18) 江頭憲治郎教授は、生命保険支社におけるコンピュータ・オンラインを利用した保険金支払や契約者貸付の可否等にかかる判断、処理に関して、かかる事務はまったく機械的に処理しうるものであり、このような事務をなしうる程度では、現在の支社は支店としての実質を有しないと評価されている。江頭「表見支配人と営業所の実質」商法(総則・商行為)判例百選(第二版)(昭和六〇年)六五頁。

三、銀行支店長の地位と権限

1、銀行支店および支店長

銀行法上の営業所の概念と商法上のそれとは必ずしも一致するものではない。銀行法に規定された営業所は、金融秩序の維持、預金者保護の立場から、当該店舗を行政当局による規制の対象とすべきか否かという観点で捉えられたものである⁽¹⁹⁾。銀行法に基づく昭和五七年四月の大蔵省通達によれば、銀行法上の営業所は、本店、支店、出張所に大別される。この区別は、右の観点に基づき、あくまでも行政の客体として捉えられるべき区別であり、通達は、これらの店舗をさらに細分化して規定している。いずれにせよ、かかる営業所も、その区別された名称のいかんを問わず、その内容が商法上要求される実質を備えるものであれば、商法上の営業所であると解される⁽²⁰⁾。

本稿においては、右通達における「支店」に関して議論を進めることとする。

右通達において、銀行支店の性質は、以下のように定義されている。すなわち、「支店は、本店に直属し、支店の名義により、かつ独立の計算をもって、銀行の業務中の一定範囲の業務を行う施設であって、支店としての登記がなされた営業所である」。そして、支店の勘定に関しては、「支店には、支店の勘定元帳を備え付けるものとす」旨が定められている。

右の通達の支店の定義に従うかぎり、銀行支店は、継続して営業をなすに必要な物的施設のもとに、その銀行にとって独立した系統的会計情報の一単位をなしているものと評価しうるであろう。

銀行支店に、多かれ少なかれ独自の意思と能力によって裁量する余地を与えられた人員の配置がなされているか否かに関しては、右の通達を手がかりとして知ることができない。これに関しては、支店実務の実際のあり様を通じて評価するしかない。

ひろく銀行の経営計画は、長期的見通しの上に立った長期経営計画と、各年度あるいは各決算期の営業計画としての短期経営計画の二つから成り立っている⁽²¹⁾。このうち、長期経営計画は、その銀行を一体として、本部計画として立案されるものである。各支店は、かかる計画を達成する過程における具体的施策として、短期経営計画の立案とその遂行に直接的に関与することになる⁽²²⁾。すなわち、各支店には、本部計画をふまえて、資金運用を中心とする自店の計画を立て、その目標を達成するための自主的な営業方針を樹立すべく、いわゆる営業店計画の策定をなす権限が与えられている⁽²³⁾。そして、かかる営業店計画に則して、ひとつの経営単位として、貸出部門および預金その他の営業部門との整合性を保ちつつ、支店業務を遂行すべきものとされている⁽²⁴⁾。このような、支店に配置された人員に与えられている権限に鑑みれば、銀行支店は、商法上の営業所たりうる要件のうち、人的組織に関するそれを十分に満たしているものと評価しうる。

結局、銀行支店は、商法上の営業所としての実質を有するために要求される前章所定の三要素をすべて満たしていると言いうことができるわけである。

銀行支店長は、その銀行において瑕疵のない選任手続を経ているかぎり、右の意味における支店において、実質的にその指揮監督系統の頂点に立つ者であると位置づけられよう。そうとすれば、前章で検討したところに従い、

彼の商業使用人としての法律上の地位は支配人であると評価しうる。したがって、銀行支店長の権限に加えられる制限は、それがどのような制限であろうとも、商法三八条三項所定の「支配人ノ代理權ニ加ヘタル制限」にあたるものと結論づけられるわけである。

- (19) 小山嘉昭・銀行法(平成四年)一一一頁。
- (20) 「普通銀行の業務運営に関する基本事項等について」(昭和五十七年四月一日蔵銀第九〇一号、同五十七年五月二十四日蔵銀第一三九五号)一部改正。
- (21) これら銀行法上の各種の営業所に関して、商法上の営業所たる実質を有するか否かを検討したものととして、塩田親文「銀行法上の『営業所』と商法四二条の『支店』」法と権利2(氏商法雑誌七八巻臨時増刊号②)(昭和五三年)一八五頁以下。なお、銀行営業所の区分の詳細に関して、小山・注(19)前掲一一三―一二〇頁参照。
- (22) 小山・注(19)前掲一一一頁。
- (23) 松本崇¹⁾峯崎二郎他・法人貸出(新銀行実務総合講座第二巻)(昭和六二年)一四頁。
- (24) 同前。
- (25) 同前一四―一五頁参照。
- (26) 同前一六頁参照。

2、銀行支店長の権限

①受信業務上の権限に関する問題点

銀行支店長の権限に加えられた制限に関して、実際問題として、支店の受信業務に関する権限については、あまり大きな問題点はないといえよう。受信業務に関しては、不正取引から生じた利益のいわゆる資金洗浄(money laundering)など特殊な場合を除いて、その業務の拡大が銀行の経営基盤の拡充に直結するわけであるから、営業主たる銀行にとって、受信業務上の支店長の権限を制限する実益に乏しいからである。

銀行支店長の受信業務上の権限に関して法的に問題となるのは、その取引の性質上、各個の支店に所属することがあまり意味を持たない取引が広範に認められることである。

預金業務に関しては、オンライン・システムを整備によって、支店ごとに区分された取引でなければならないという環境が崩れつつある。たとえば、大阪支店の預金取引先に関し、名古屋支店において、その預金者が誰であるかを認定し、弁済あるいはこれと同視しうる預金担保貸付がなされているし、大阪支店の預金口座に入金すべく、名古屋支店において、証券類の取立を引き受けることもありうる。

支配人の権限は、原則として特定の営業所に関する業務に限定される。しかし、性質上特定の営業所の所属に限定されない業務が存在することは、つとに指摘されてきた。⁽²⁷⁾ これらは主として、営業上の勧誘、外交業務に関して指摘されたものである。これらの取引行為に関しては、その権限がいずれの営業所に属するかが外観上不明であるから、これに関する支配人の権限の制限は問題とならず、⁽²⁸⁾ これに関係あるいずれの営業所の支配人も自由になしうるものと解されている。⁽²⁹⁾ したがって、この見解によれば、支配人が特定の営業所に属するか否か客観的に不明確である取引行為をなしたが、当該行為が具体的に自己のおかれた営業所に属していなかったという場合には、当該支配人には当然そのような取引をなす権限があったという構成によって取引の相手方を保護することになろう。しかし、支配人の権限が営業所によって限定されているという前提をとるときは、右の構成はこの前提と矛盾することとなるという指摘がなされている。⁽³⁰⁾ かかる立場は、このような場合の支配人をむしろ表見支配人として、客観

的にみて支配人として通常有すると思われる権限を擬制すべきであると解している。⁽³¹⁾

具体的な問題として、営業政策上の配慮から、僚店の預金の弁済またはこれと同視しうる預金担保貸付につき、金額の制限が設けられていたと仮定しよう。自己の取引支店と別の支店においてこの限度を超えて預金担保貸付を受けた取引先は、通常、保護されるべきであると考えられる場合が多かるう。かかる問題を想定した場合、その解決にあたって取引先を保護する根拠としては、右の後者の見解に従って、商法四二条によるのが適当であると言えようか。僚店の預金の弁済ないしは預金担保貸付に関する金額制限は、各支店に限定された権限を前提とする支配人の権限の制限とは言えないからである。

②与信業務上の権限に関する問題点

支配人としての銀行支店長の権限の制限に関して、實際上大きな問題となるのは、支店の与信業務である。

現実には、銀行支店長の与信取引における裁量権は、きわめて強い制約下におかれていると言つてよいであろう。与信業務は、銀行の企業としての営利性、公共性だけでなくその健全性に直結する業務であるから、その取引の内容を本部において統括管理する必要性が高いからである。さらに、平成五年三月末までに、国際決済銀行の自己資本比率基準の充足を達成しなければならぬという特殊な事情もあって、与信取引の統括管理がいっそう必要とされているわけである。

各支店は、取引先から与信の申込みを受けた場合、貸付の基本原則にのっとり、さまざまな角度から調査、分析を行ない、取上げの可否を決定する。取上げを可と判断した場合には、店内資料を整理し、最終的に支店長がその支店としての取上げ方針を決することになる。そして、本部宛てに正式稟議書を作成するというのが一般的な手続である。⁽³²⁾すなわち、与信を実行するか否かの最終決定権は、本部あるいは特定の融資決定機関や担当役員に留保さ

てれているというのが標準的な実務の姿である。

右に対して、一般に、複数の支店をもつ銀行は、規模の大小こそあれ、各支店長に一定範囲の貸出決定権限を付与し、その権限内の事項については、支店長自らの判断で与信の可否を決定しうるものとしている。⁽³³⁾先の本部裁量案件に対し、店長裁量権限あるいは自由裁量権限と称される与信形態である。店長裁量権限の内容は、銀行の最高経営陣が社則をもって制定するという形式が多く、銀行の業態、業容等によりその内容は一定ではないが、自行預金担保のように債権回収上まったく不安のない与信が主たるものである。このほか、一定範囲の優良銘柄の商業手形の割引とか、上場会社発行株式を担保とする融資等について、一取引先の総与信額に限度を定めて、支店長の裁量権限を認めている例が多い。⁽³⁴⁾通常、かかる支店長の裁量権限は、その支店の資金量や店質を考慮して、裁量権限の限度額や種類に数段階の格づけがなされている。⁽³⁵⁾

いずれにせよ、いかなる形態の与信であれ、それは内部手続上の相違があるにすぎず、対外的には支店名義の取引であることにはかわりはないわけである。

支配人の権限に何ら制限が加えられていない場合、その支配人のなす行為が営業に関するものであるか否かは、實際上支配人がそれを営業のためになしたか否かという主観的事情に関係なく、もっぱら行為の客観的性質からみて、一般にその営業に関するものと認められるか否かによって決しなければならないと解されており、この点に関して原則的に異論はない。しかし、その行為を客観的に考察するにあたり、どのような要素を考慮すべきかについては、見解のへだたりがある。行為自体の性質、種類等を勘案すべきであるという点では異論を見ないが、とりわけ取引の数量、金額を判断の要素に加えるべきか否かという点に見解のへだたりがあるように思われる。取引の数量、金額を客観的な判断に加えるべきでないとする立場は、⁽³⁷⁾これを判断基準に加えることが技術的に困難であり、

それゆえ基準を不明確にするから適当ではないと主張する⁽³⁸⁾。これに対し、取引の数量、金額を判断基準に加えるべきであるとする立場は⁽³⁹⁾、かかる技術的困難性を認めつつも、これを否定する絶対的理由を見出せない以上は、また、そうすることが理論的によりのぞましいと思われる場合には、数量、金額等をも勘案すべきであると主張している⁽⁴⁰⁾。すなわち、後者の立場によれば、取引の数量、金額が当該支店の外観や実態と対比していちじるしく過大であり、一般取引界の常識からみても、それが営業のために必要な行為として支配人の権限の範囲に属するものとうてい認めえない場合には、取引の相手方が保護されずともやむをえないと解するわけである⁽⁴¹⁾。したがって、支配人のなした形式上同じ性質の取引行為であっても、数量、金額において一定の限度を超えた取引については、もはや商法三八条の規制するところではなくなり、取引の相手方は同条三項による保護を受けえない結果となる。

銀行支店の名義でなされる与信取引は、いかなる形態のものであれ、銀行法二条に掲げられた固有業務そのものであるから、行為自体の性質のみから判断すれば、これが支配人たる銀行支店長のなしうる営業に関する行為に属するものであることは言うまでもない。銀行支店長が支配人たる地位にあることを前提とすれば、彼の権限に何ら制限のない場合の本来なしうる営業に関する行為の範囲を画するにあたり、取引の金額をその判断基準に加えるべきか否かは、きわめて重要な問題であるといえる。かりに取引金額をその判断基準に加えないとすれば、理論上、銀行支店長が、先に述べた実務手続に反して、銀行全体の資金量等からみて不相応に多額の融資あるいは債務保証等を専断的になした場合、当該取引の効力は⁽⁴²⁾、すべて商法三八条三項によって判断されることになる。融資額ないし保証額のかんにかかわらず相手方の無過失は要求されないわけである。これに対して、取引金額を判断基準に加えてかかる支店長の行為を考察するならば、銀行全体の資金量等から見て不自然なまでに多額の融資や保証は、もはやその支店の営業に関する行為に該当しないと判断されることになろうから、かかる取引の効力は、個々の取引ごとに民法上の越権行為の理論、具体的には民法一一〇条の法理によって判断される結果となろう。

やはり現実には、社会通念上の観点から、いかに行為の性質上営業主の営業に関する行為であるとはいえ、その金額があまりに過大であるがゆえに、その支店長の行為が、支店の営業に関する行為としてはその権限内に属するものでないと判断することがむしろ正常であり、これを権限内に属するものであると判断することがかえって異常であるという場合が存在しうるものと考えられる⁽⁴³⁾。とりわけ銀行取引においては、預金者の保護をも考慮しなければならぬから、支店の営業に関する行為を判断するに際して、客観性が重要視されるべきことは当然であるし⁽⁴⁴⁾、客観的な判断基準の要素の中に、取引金額、数量を加えるべきであると言えよう。

支店の営業に関する行為の範囲につき、明確に客観的限界を画することは確かに困難であるが、企業の大小や具体的事項を基礎としてこれを取引上の正常な社会通念をもって客観的、抽象的に判定することはあながち不可能ではないとの指摘は⁽⁴⁵⁾、つとになされてきた。しかし、具体的にこの基準の設定を試みた例は見当たらない。

取引の相手方の保護および支店長を通じて取引をする企業側（営業主側）の保護の均衡を考えるならば、このような判断基準は、取引当事者の双方にとってある程度明確なものでなければならぬであろう。したがって、銀行取引において、たとえばこれをその支店の預貸率に求めたり、あるいはその銀行の総与信額の何パーセントといった数字に求めたりしても、取引の相手方がかかる基準に依拠することは事実上不可能であるから、適当ではなからう。銀行支店の与信取引においては、すべての取引先を通じる画一的な金額を設定し、これに依拠することも不適当である。個々の取引先ごとにその事業規模、財務状況、収益力、事業の性質や将来の成長見通し、担保となる預金量等に差異があるわけであるから、基準の設定はおのずと相対的なものにならざるをえない。ところで私は、別に公表した論稿において、商法二六〇条二項二号の「多額ノ借財」の銀行取引における認定基準の設定につき、こ

れを銀行から与信を受けようとする会社の財務状況に依拠すべきであると考えた。⁽⁴⁶⁾もちろん本稿の課題である銀行支店の営業に関する行為における取引額の認定基準とは、まったくその次元を異にするものであるが、銀行および取引先の双方にとって容易に依拠しうるという観点からは、取引先の財務状況という基準が十分に合理性を持つものと考えられる。そこでたとえば、与信取引における銀行支店の営業に関する取引金額の上限を、取引先ごとの純資産額といったところに設定すれば、取引の相手方は、融資を受けようとする場合は自己の、銀行の保証を得ようとする場合は当該債権の債務者の純資産額を容易に把握しうるはずであるし、銀行にとっても、この額は自行の債権保全にとって重要な目安と言いうるわけであるから、客観的な指標としては適当と言えるのではなからうか。企業の純資産額は、当該企業の直接金融に際しての借入と債権者保護との均衡を図るうえでのひとつの目安でもあり(たとえば商法二九七条一項、社債発行限度暫定措置法一条)、間接金融たる銀行の与信取引においても、このような形で取引当事者の保護の均衡を図るうえでのひとつの基準たりえないであらうか。もちろん、かかる基準をもってその与信取引が支店の営業に関する行為か否かを判断するとすれば、債務超過の状態にある取引先との与信取引については、常に支店の営業に関する行為に属さないことになり、かかる取引に商法三八条三項の適用の余地がなくなるので、多くの取引が民法の越権代理の法理によって解決されることにならうから、銀行の保護に寛容すぎる結果を招くことになるかもしれない。しかし、企業としての銀行の健全性を貫こうとすれば、かかる結論もやむをえないのではないかと考える。

結局、かりに右の基準によるとすれば、銀行支店長が、自行の内規等に反して、制限枠を超えて専断的になした与信取引の結果、商法三八条三項によって取引の相手方が保護されるのは、相手方が銀行の内規等を知らず、かつ与信額が自己の純資産額以内(または銀行が債務保証をする場合は当該債務の債務者の純資産額以内)の取引である場合に限られる。かかる金額を超える与信取引については、個別の取引ごとに民法の表見代理が成立するか否かを判断することになるわけである。ただし、支店長のなした専断的な手形保証や自己宛小切手の発行については、証券授受の直接の相手方に対しては右の基準を適用しうるが、当該証券を善意で取得した第三者に対しては右の基準を適用することはできず、もっぱら外観理論等手形法上の理論にその解決がゆだねられることになるものと解する。

③ 支店の営業行為の法令による制限

支店の営業に関する行為が、法令によって制限されている場合がある。銀行支店の場合には、とりわけ外国為替及び外国貿易管理法とのかかわりでこれが問題となる。すなわち、銀行支店の外国為替業務は、これを営もうとする営業所ごとに大蔵大臣の認可を受ける必要がある(外為法一〇条一項)。したがって、いわゆる外国為替取扱店として認可を受けないかぎり、その支店は、営業として外国為替業務をなしえないわけである。この認可を受けていない支店は、単に取扱店への取次業務を行ないうるにすぎないから、このようないわゆる取次店は、外国為替業務に関するかぎり、商法上の営業所たる実質を有しないものと言えよう。

右のような取次店にすぎない支店の支店長が専断的に外国為替取引をなした場合には、商法四二条が営業所の実質を有しない事業所の主任者の行為にも適用されるか否かを論じるまでもなく、そもそも当該行為は、その取次店の営業に関する行為に属さないものといえるわけであるから、同条の適用の可否は最初から問題とならず、もっぱらその取引について民法の表見代理が成立するか否かを判断することによって解決すべき問題であるということになる。

(27) 西原・注(12)前掲三三一頁参照。

(28) 大森・注(1)前掲一九〇頁、田中・注(1)前掲三八五―三八六頁。

- (29) 大森・同前、田中・同前、長谷川・注(1)前掲四九頁、大隅・注(3)前掲一四八頁、西原・注(12)前掲三三一頁。
- (30) 服部(榮)・注(3)前掲二九〇頁。
- (31) 同前。
- (32) 松本・峯崎・注(23)前掲一六一一八頁参照。
- (33) 同前一八頁。
- (34) 同前。
- (35) 同前。
- (36) 實方正雄「支配人の権限」民商法雑誌一三卷一号(昭和一六年)六五頁、田中・注(1)前掲三九八頁、大隅・注(3)前掲一四九頁、服部(榮)・注(3)前掲二九〇—二九二頁、志村・注(8)前掲一〇二頁。
- (37) 鴻常夫「信用金庫支店長と営業に関する行為」商法(総則・商行為)判例百選(第二版)(昭和六〇年)六九頁、西原・注(12)前掲三三四頁。
- (38) 鴻・同前。
- (39) 田中・注(1)前掲三九八頁、服部(育)・注(1)前掲一八一頁、岩本・注(5)前掲三八二頁、志村・注(8)前掲一〇二頁、塩田・注(17)前掲七六四—七六五頁。
- (40) 塩田・同前。
- (41) 服部(育)・注(1)前掲一八一頁。
- (42) このような取引の効力の検討をなす実益があるのは、とりわけ支店長が専断的に巨額の債務保証を行なった場合である。融資取引に関しては、融資の実行前であれば格別、融資の実行後であれば、取引の効力が有効とすれば銀行には貸付金返還請求権が発生し、無効とすれば銀行には原状回復のための金銭返還請求権あるいは不当利得返還請求権が生じるであろうから、いずれにせよ、いったん交付した金銭を回収しなければならないという立場にかわりはない。これに対して、債務保証
- に関しては、その効力が有効か無効かによって、銀行の立場は決定的に異なることになる。
- (43) 岩本・注(1)前掲七一頁。
- (44) 大野實雄「支配人」法学セミナー三八号(昭和三四年)四一頁参照。
- (45) 岩本・注(1)前掲七一頁。
- (46) 拙稿「商法二六〇条二項二号の『多額ノ借財』と銀行取引」現代株式会社法の課題(昭和六一年)二六三頁以下。

四、結 語

銀行支店長は、商法上の支配人である。したがって、銀行がその権限を内部的に制限したとしても、支店長の行為が支店の営業に関するものであるかぎり、彼のなした専断的取引行為につき、銀行は善意無重過失の相手方に対抗しえない。右の結論を前提とすれば、銀行は、とりわけ与信取引に関する支店長の裁量権限が相当に制約されているという事実を、社会的に広く認識、浸透させるために、相應の努力をはらうべきであろう。

銀行は、現在のところ支店長について支配人登記を行なっていない。この事實は、銀行が支店長を支配人であると考えていないという主観的事情によるものか、あるいは、登記料の節約という営業政策上の配慮によるものか、必ずしも明らかではないが、すみやかに支配人登記をなすべきではなからうか。なお銀行は株式会社であるから、支店長の選解任および配属店舗の変更はすべて取締役会において決しなければならぬ。